米国デラウェア地区
連邦倒産裁判所

件名： MARELLI AUTOMOTIVE LIGHTING USA LLC、 *他*、[1] 債務者。	)	米連邦倒産法第 11 章 事件番号 25-11034 (CTG) （共同管理）

債務者が提出した第 11 章再建計画の承認を検討するための
審問通知並びに関連する投票及び異議申立ての期限

2026 年 10 月 20 日、米国デラウェア地区連邦倒産裁判所（以下「倒産裁判所」という。）は、[事件記録番号 2870]の命令（以下「開示説明書命令」という。）を発し、(a) Marelli Automotive Lighting USA LLC 及びその関連債務者並びに占有を継続する債務者 （以下、総称して「債務者」という。）に対し、「*連邦倒産法第 11 章に基づく Marelli Automotive Lighting USA LLC 及びその債務者関連会社の修正共同再建計画* 」[事件記録番号 2851]（その後修正、変更、又は補足がなされる場合を含め、以下「再建計画」という。）[2]に対する承諾の勧誘を行うことを許可し、(b) 「*連邦倒産法第 11 章に基づく Marelli Automotive Lighting USA LLC 及びその債務者関連会社の修正共同再建計画に関する開示説明書* ［事件記録番号 2852]（その後修正、変更、又は補足がなされる場合を含め、以下「開示説明書」という。）が、連邦倒産法第 1125 条に基づき「十分な情報」を含んでいることを承認し、(c) 勧誘資料一式（以下「勧誘資料一式」という。）に含める勧誘資料及び文書を承認し、並びに (d) 再建計画に関する投票の勧誘、受領、集計の手続き、及び再建計画に対する異議申立ての手続きを承認したことを**お知らせします**。

さらに、以下の点にご留意ください。裁判所が再建計画の承認を検討する審問は、**2026 年 12 月 8 日午前 10 時 （米国東部時間）**又はその直後に弁護士の陳述が聴取可能となった時点（以下「承認審問」という。）において、824 Market Street N., Third Floor, Wilmington, DE 19801 にて、倒産裁判所のクレイグ・T・ゴールドブラット判事のもとで開催されます。再建計画は、承認審問の開催前又は開催中であればいつでも修正、変更又は補足される可能性があります。また、承認審問は、承認審問の議題、倒産裁判所に提出される延期通知を通じて、及び/又は承認審問若しくはその継続会において延期日が告知される場合を除き、事前の通知なしに随時延期される場合があります。疑義を避けるため付言すると、承認審問は、出頭した当事者及び/又は異議を申し立てた当事者全員に対する通知以外の別途の通知を行うことなく、債務者によって延期される場合があります。

投票基準日。(a) 再建計画について投票を行う資格を有する債権の保有者を決定するため、及び (b) 連邦倒産規則第 3001 条(e)に基づき債権が譲受人に適切に譲渡され、当該譲受人が債権の保有者として

[1] これらの本連邦倒産法第 11 章手続における各債務者の完全なリストは、債務者の債権・通知・投票勧誘代理人のウェブサイト（https://www.veritaglobal.net/Marelli）から入手可能です。 本連邦倒産法第 11 章手続における Marelli Automotive Lighting USA LLC の主な事業所及び債務者の送達先住所は、26555 Northwestern Highway, Southfield, Michigan 48033 です。

[2] 本書において使用されているものの、別途定義されていない大文字の用語は、再建計画、開示説明書又は開示説明書命令（該当する場合）において定義されたのと同一の意義を有するものとします。

投票を行うことができるか否かを判断するための投票基準日（以下「投票基準日」という。）は、**2026年10月14日**とします。

投票締切日。投票基準日時点で債務者に対する債権を保有しており、再建計画について投票を行う資格がある場合は、ご自身の債権に応じた投票用紙及び投票の手順書が送付されております。再建計画の承認に関するご自身の投票が有効に集計されるには、適切な投票手順に従い、適用ある投票用紙上のすべての必須情報を記入し、記入済みの投票用紙に署名の上、投票手順書に従い**2026年11月23日午後4時（米国東部時間）**（以下「投票締切日」という。）までに、債権管理・通知・勧誘代理人が実際に受領できるよう、返送してください。投票用紙に添付されている投票手順書に従わなかった場合、その投票用紙が資格を喪失し、再建計画に対する投票が無効となる可能性があります。

異議申立期限。倒産裁判所は、再建計画の承認に対する異議の申立て及び送達の期限として、**2026年11月23日午後4時（米国東部時間）**（以下「再建計画異議申立期限」という。）を定めました。再建計画に対する異議申立ては、以下の要件を満たす必要があります。(a) 書面によるものであること、(b) 連邦倒産規則、地方規則、及び倒産裁判所のあらゆる命令に準拠していること、(c) 再建計画に対する異議の法的及び事実上の根拠並びにその性質を具体的に記載し、かつ、実務上可能な場合には、当該異議を解決するための再建計画の修正案を提示すること、また (d) 倒産裁判所に（送達証明書と同時に）提出し、かつ、再建計画異議申立期限又はそれ以前に**実際に受領**できるよう、以下の当事者に送達すること。

債務者の共同代理人	
Kirkland & Ellis LLP 601 Lexington Avenue New York, New York 10022 Attn: Joshua A. Sussberg、Nicholas M. Adzima 及び Evan Swager 並びに 333 West Wolf Point Plaza Chicago, Illinois 60654 Attn: Ross M. Kwasteniet 及び Spencer A. Winters	**Pachulski Stang Ziehl & Jones LLP** 919 North Market Street, 17th Floor P.O. Box 8705 Wilmington, Delaware 19899 (Courier 19801) Attn: Laura Davis Jones、Timothy P. Cairns 及び Edward A. Corma
シニアレンダーのアドホック・グループの共同代理人	
Akin Gump Strauss Hauer & Feld LLP 2001 K Street NW, Washington, D.C., 20006 Attn: Scott Alberino、Kate Doorley 及び Alexander F. Antypas 並びに One Bryant Park New York, New York 10036 Attn: Ira S. Dizengoff and Anna Kordas	**Cole Schotz P.C.** 500 Delaware Avenue, Suite 600, Wilmington, Delaware 19801 Attn: Justin R. Alberto 及び Stacy L. Newman
連邦管財官	
米国デラウェア地区管財人事務所 844 King Street, Suite 2207, Lockbox 35, Wilmington, Delaware 19801 Attn: Jane Leamy	
株式会社みずほ銀行に対し、アドミニストレーティブ・エージェント及び倒産手続開始申立前の緊急融資エージェントとしての役割を除く、あらゆる役割に関する代理人	*株式会社みずほ銀行が、アドミニストレーティブ・エージェント及び倒産手続開始申立前の緊急融資エージェントを務める件に関する代理人*
Davis Polk & Wardwell LLP 450 Lexington Avenue New York, NY 10017 Attn: Timothy Graulich、Richard J. Steinberg 及び Kevin L. Winiarski	**Young Conaway Stargatt & Taylor, LLP** 1000 North King Street Wilmington, Delaware 19801 Attn: Robert S. Brady 及び Andrew L. Magaziner
***DIP* エージェントの代理人**	
Mayer Brown LLP 1221 Avenue of the Americas New York, New York 10020-1001 Attn: Jason Elder	

委員会の共同代理人	
Paul Hastings LLP 200 Park Avenue New York, New York 10166 Attn: Kristopher M. Hansen、Gabriel E. Sasson 及び Daniel Ginsberg	**Morris James LLP** 3205 Avenue North Blvd., Suite 100, Wilmington, Delaware 19803 Attn: Eric J. Monzo 及び Jason S. Levin
スポンサーの代理人	
Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP 1285 Avenue of the Americas New York, New York 10019-6064 Attn: Brian S. Hermann 及び Jacob A. Adlerstein	

再建計画補足書。債務者は、**2026 年 11 月 16 日**までに再建計画補足書を提出する予定です。債務者は、本連邦倒産法第 11 章手続におけるすべての利害関係者に再建計画補足書の写しを送達する予定はありません。ただし、再建計画補足書は、債権管理・通知・勧誘代理人より入手できます。

履行拒絶（解除）通知。債務者は、再建計画の第 VIII 条に基づき、**2026 年 11 月 16 日**までに、履行拒絶（解除）する未履行契約及び有効期間満了前の賃貸借契約の一覧を提出する予定です。[3] 債務者は、本連邦倒産法第 11 章手続におけるすべての利害関係者に、履行拒絶（解除）する未履行契約及び有効期間満了前の賃貸借契約の一覧の写しを送達する予定はありません。ただし、当該一覧は、債権管理・通知・勧誘代理人から入手できます。債務者は、未履行契約及び有効期間満了前の賃貸借契約の該当する相手方に対し、当該契約又は賃貸借契約が再建計画に基づき履行拒絶（解除）される旨の通知を別途送付します。未履行契約又は有効期間満了前の賃貸借契約の相手方が、再建計画に関連して提案された当該契約の履行拒絶（解除）及び/又はこれに関連する履行拒絶による損害賠償について異議を申し立てる場合には、**履行拒絶通知の送達から 14 日以内に**、裁判所に申し立てなければなりません。

再建計画、開示説明書及び開示説明書命令。再建計画、開示説明書及び開示説明書命令の写しは、債権管理・通知・勧誘代理人が運営するウェブサイト（https://www.veritaglobal.net/marelli）から無料で入手できます。再建計画、開示説明書及び開示説明書命令の追加の紙媒体又は電子版は、債権管理・通知・勧誘代理人に対し、(a) 877-606-7509（米国若しくはカナダ）又は+1 310-751-2626（国際）に電話し、勧誘チームの担当者に依頼すること、(b) www.veritaglobal.net/Marelli/inquiry 宛に問合せを送信すること、又は (c) Marelli Ballot Processing Center c/o KCC dba Verita, 100 N. Pacific Coast Highway, Suite 100, El Segundo, CA 90245 宛に書面で請求することにより、無料で入手することができます。再建計画、開示説明書及び開示説明書命令の写しは、裁判所書記官事務所にも保管されており、倒産裁判所の通常の開庁時間中に閲覧できるほか、倒産裁判所のウェブサイト（http://www.deb.uscourts.gov）からもオンラインで閲覧できます。

勧誘資料の入手。再建計画に関する投票権を有する債権の保有者には、勧誘資料一式が送付されます。勧誘資料一式の追加部数は、以下の方法で入手できます。(a) 877-606-7509（米国若しくはカナダ）又は+1 310-751-2626（国際電話）に電話し、勧誘チームの担当者に依頼すること、(b) www.veritaglobal.net/Marelli/inquiry 宛に問合せを送信すること、又は (c) Marelli Ballot Processing Center c/o KCC dba Verita, 100 N. Pacific Coast Highway, Suite 100, El Segundo, CA 90245 宛に書面で連絡すること。また、裁判所に提出されたあらゆる訴答書類の写しについては、債務者のリストラクチャリング・ウェブサイト（www.veritaglobal.net/Marelli）又は倒産裁判所のウェブサイト（https://www.deb.uscourts.gov/）に

[3] 債務者又は再建債務者（該当する場合）は、再建計画に基づき、発効日（同日を含む。）までいつでも、履行拒絶（解除）される未履行契約及び有効期間満了前の賃貸借契約の一覧表を変更、修正、改定、又は補足する権利を留保します。

アクセスし、それぞれに定める手続及び手数料に関する従い、無料で閲覧・入手することができます。債権管理・通知・勧誘代理人は、勧誘資料に関する質問に回答し、その追加の写しを提供する権限を有していますが、再建計画の賛成又は反対のいずれに投票すべきかについて助言することは**できません**ので、ご了承ください。

再建計画への異議申立てに関する重要なお知らせ

再建計画の第 VIII 条には、免責、免除及び差止命令に関する規定、並びにリーエン及び保証の免責が盛り込まれており、第 VIII 条 F 項には第三者に対する免責規定が含まれています。したがって、再建計画により権利に影響が生じる可能性があるため、再建計画を慎重に確認及び検討されることをお勧めします。

※これは翻訳用の承認審問通知の要約版であることにご留意ください。英語の承認審問通知には、再建計画第 VIII 条から転載した、免責、免除及び差止命令に関する規定並びにリーエン及び保証の解除に関する規定を含む別紙が添付されています。その内容を確認するには、英語の承認審問通知又は再建計画の第 VIII 条を参照し、利用可能な翻訳リソースをご活用ください。

また、https://www.veritaglobal.net/Marelli でも詳細情報をご覧いただけます。

本通知的中文翻译可在此查看: https://www.veritaglobal.net/Marelli.

La traduzione italiana di questo avviso è disponibile qui: https://www.veritaglobal.net/Marelli.

その他、詳細情報はこちらでご覧いただけます: https://www.veritaglobal.net/Marelli.

A tradução em português deste aviso está disponível aqui: https://www.veritaglobal.net/Marelli.

La traducción al español de este aviso está disponible aquí: https://www.veritaglobal.net/Marelli.

Die deutsche Übersetzung dieses Hinweises ist hier verfügbar: https://www.veritaglobal.net/Marelli.

[このページの残余の部分は意図的に空白にしています]

日付：2026 年 10 月 20 日
デラウェア州ウィルミントン

/s/Laura Davis Jones

PACHULSKI STANG ZIEHL & JONES LLP
Laura Davis Jones (デラウェア州弁護士登録番号 2436)
Timothy P. Cairns (デラウェア州弁護士登録番号 4228)
Edward A. Corma (デラウェア州弁護士登録番号 6718)
919 North Market Street, 17th Floor
P.O.Box 8705
Wilmington, Delaware 19899 (宅配便の場合は 19801)
電話： (302) 652-4100
FAX： (302) 652-4400
メール： ljones@pszjlaw.com
tcairns@pszjlaw.com
ecorma@pszjlaw.com

債務者及び占有を継続する債務者の共同代理人

KIRKLAND & ELLIS LLP
KIRKLAND & ELLIS INTERNATIONAL LLP

Joshua A. Sussberg, P.C. *(本件に限り特別出廷許可を取得)*
Nicholas M. Adzima *(本件に限り特別出廷許可を取得)*
Evan Swager *(本件に限り特別出廷許可を取得)*
601 Lexington Avenue
New York, New York 10022
電話： (212) 446-4800
FAX： (212) 446-4900
メール：
joshua.sussberg@kirkland.com
nicholas.adzima@kirkland.com
evan.swager@kirkland.com

並びに

Ross M. Kwasteniet, P.C. *(本件に限り特別出廷許可を取得)*
Spencer A. Winters, P.C. *(本件に限り特別出廷許可を取得)*
333 West Wolf Point Plaza
Chicago, Illinois 60654
電話： (312) 862-2000
FAX： (312) 862-2200
メール：
ross.kwasteniet@kirkland.com
spencer.winters@kirkland.com

債務者及び占有を継続する債務者の共同代理人

本通知に関してご質問がございましたら、

877-606-7509（米国又はカナダ）若しくは +1 310-751-2626（国際電話）までお電話ください。

又は、**WWW.VERITAGLOBAL.NET/MARELLI/INQUIRY** を通じてお問い合わせください。